

# 第1章 環境にやさしいまちをつくる

## 第1項 環境基本条例と環境基本計画

### 1 練馬区環境基本条例（平成18年6月制定）

#### (1) 目的

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献する。

#### (2) 基本理念

ア 良好な環境を次世代に引き継ぐ

イ 環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く

ウ 事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

#### (3) 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

#### (4) 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者提供する。

#### (5) 練馬区環境審議会の設置

「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、設置する。

（開催状況）

委員の任期は2年で、第9期は、公募区民5名、区民団体推薦3名、事業者団体推薦4名、学識経験者1名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計16名の委員で構成し、練馬区環境基本計画2020の進捗状況評価結果および新たな環境基本計画の策定について審議しました。

※令和6年度から、脱炭素社会実現に向けて取組の実効性を高めるため、「環境審議会」と「循環型社会推進会議」を統合しました。

### 2 ゼロカーボンシティ宣言

区は、令和4年2月、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

### 3 練馬区環境基本計画 2023（令和5年9月策定）

#### (1) 策定の背景、位置づけ

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、令和5年9月、「練馬区環境基本計画 2023」を策定しました。

本計画は、「練馬区環境基本計画 2020」「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合した区の環境の保全に関する総合的な計画であり、今後、概ね10年間の区の環境施策の方向性および重点取組を示しています。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

#### (2) 計画期間

令和5年度から令和14年度まで

#### (3) 計画の目標

2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロという長期目標に向けた中期目標として、「2030年度までに、区内CO<sub>2</sub>排出量を2013年度比46%削減」としています。

施策を、エネルギー、みどり、清掃・リサイクル、地域環境の4つの分野に分け、それぞれに目標および指標を設定し、PDCAマネジメント手法により、毎年度点検・評価および見直しを行っています。令和5年度の進捗状況は以下のとおりです。

分野	目標	指標	目標値	実績
エネルギー	区民とともにエネルギーの脱炭素化を進める	カーボンニュートラル化設備設置等補助によるCO <sub>2</sub> 削減量（累計）	2030年度 17,080t-CO <sub>2</sub>	9,568 t-CO <sub>2</sub>
みどり	練馬のみどりを未来へつなぐ	練馬のみどりに満足している区民の割合 ※1	令和30年度 80% ※2	—
清掃・リサイクル	ごみの減量・資源化により循環型都市を目指す	区民1人1日あたりのごみ収集量 ※3	令和8年度 443g以下	436.1g
地域環境	みどり豊かで快適な地域環境をつくる	区内の雨水流出抑制対策量（累計） ※4	令和19年度 725,000 m <sup>3</sup>	615,232 m <sup>3</sup>

※1 練馬区みどりの総合計画（令和6年3月改定）に基づく令和30年度までの目標値

※2 みどりの実態調査において5年ごとに調査される項目（次回は令和8年度）

※3 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）に基づく令和8年度までの目標値

※4 練馬区総合治水計画（令和3年3月）に基づく令和19年度までの目標値